

強姦罪改正に向けて

レイプクライシス・ネットワーク
(RC-NET)

<http://rc-net.info> rc-net@goo.jp



←「性暴力サバイバーにとって生きやすい社会を」

ポスター展入選作品一部©2013

RC-NET

沈黙をやぶるための助けが必要です

●強姦罪 110年ぶりの改正へ

性犯罪の規定は1907年に現行法が制定されて以降、1947年に姦通罪が削除され、2004年に集団強姦罪を新設したのみで、一度として改正されなかった。

法務省は2014年10月第一回性犯罪の罰則に関する検討会を開き、法制審議会刑事法(性犯罪関連)部局を2015年より開催、2016年9月、法制審議会総会にて法務大臣に答申を提出。2017年国会で成立を目指している。

●性暴力≠性犯罪

性犯罪は親告罪であり、その被害の届け出に関しては13%程とされている(犯罪白書より)。しかし、その13%の母数となるのはもちろん現行法上での性犯罪にカウントされ得る人のみを対象としている。望まない・強制的な性的接触を本来的には法だけでは把握することが出来ない。「性暴力」の被害に遭い、声を出すことが出来ない人の数は、把握することさえ難しい。

●性が暴力にさらされる時

「強姦」と一括りで言ってもその在り様は多様だ。見知らぬ人からの被害が想定されやすいが、実数として多いものは顔見知りからの被害と言われる。また性欲によらず、支配・制圧を目的とする事もある。個人に向かう事もあれば、戦時下、敵地の集落の女性たちの生殖機能を奪うために性器の破壊を行うことがある。ここでは性器での挿入は必須ではない。性を欲求から離して見ると、「暴力」の実態が具体的に見えてくる。

● 答申における課題

- ・ 「性交」の定義が明確でない
→法制審議会等において、性交の定義についての議論が不足
- ・ 「挿入」の主体が明確でない
→審議会議論にあるように「男性器」挿入のみを念頭にしているならば、明確に強姦の主体として不足である
- ・ 性交同意年齢が13才未満と現行法と変わらない


レイプクライシス・ネットワーク

これまでの性犯罪 (一部)



性交同意年齢…

13才未満の女子への性交は脅迫暴行が伴わず、同意があっても強姦となる

(一部)

改正案

13才未満の者への性交、または18才未満の者に対し

「監護者※」が影響力を利用して性交した場合脅迫暴行が伴わない、また同意があっても、強姦となる

どう変わるの?
性犯罪

※監護者…親子関係と同等に、居所や生活費、他人格形成などに継続的に影響を及ぼす存在。またこのような存在から18才未満の者は通常「影響力」を受けながら生活していると考えられる

これまでの性犯罪 (一部)

強姦罪…

被害者は女性、加害者は男性

膣へのペニスの挿入行為

下限量刑は3年



強姦罪…

膣や肛門、口に対し、性器を挿入する行為またはさせる行為

親告罪

被害当事者から告訴がないと公訴の提起ができない
(刑事裁判が出来ない)

被害/加害者の性別は問わない

下限量刑は5年

※性器の定義の中には、性別適合手術等により造成されたものも含まれる

非親告罪

被害当事者からの告訴がなくても公訴の提起がでる

(一部)

改正案

※法施行以前のものにも該当させる

今回の改正議論については、多くの場において「厳罰化」が主立った論点とされていますが、下限量刑をあげるといふこと以外に、1、被害主体からの性別規定の撤廃(女性のみを被害者として規定したものから性別の明記をやめ、「者」に改正)、2、膣・肛門・口腔への性交を強姦とする、3、18歳未満の者に対し現に監護する者からの性交を合意の有無に関わらず強姦とする、4、非親告罪化、等、様々な観点から改正作業が行われている。

レイプクライシス・ネットワーク(以下当会)では、主に1、性別規定の撤廃、2、性的身体侵襲行為(性器、手指、器具の挿入)を強姦とする、と求めてきたが、答申の中では2について改正案に組み込まれていない。また、国連より日本の性交同意年齢の低さについて勧告がされているが、13歳以上という同意年齢を変えることについても議論がなされていない(当会では、刑事責任能力を問われる14歳という年齢まではあげるべきと考えている)。この様に、12回の検討会、7回の審議会の中でもまだ、本改正作業の中では不足と思える点が散見される。国会での議論の前に、より多くの方に改正についての議論をしていただき、そして改正を実現し、この改正が被害と想定されていないために沈黙せざるを得ない被害者にとって一筋の希望となるよう、どうか力を貸してください。

1、性器の定義について

本来的に性器の形状等は各個人によって差異があるもの。画一性が必要ではない。

そもそも、内外性器腫瘍等の治療の為の除去や、形成手術による場合。性別違和(産まれた時に振り分けられた性別と、自認する性別が異なっていたり違和がある場合)を元にした性別適合手術(自認する性別に合わせた性器の形成手術)による場合、そしてDSD(性分化疾患。内外性器や性染色体などの身体性差に関して、非典型な特徴を有する疾患)等により、内外性器の明確な判別が難しい場合もある。しかしそれぞれが各個人の性器であることに間違いはない。

特に、性別適合手術等における性器形成について、基本としては性器として扱い個別判断とする旨の議論が審議会においてあったが、そもそも個々の性器を法的に定義することは現実的でないのが現状であり、尚かつこうした様々なバックグラウンドを持つそれらを定義づけることは大きな人権侵害の可能性を内包する。

また、男性器を模したエピーテーゼについても挿入が可能で尚かつ見た目には分からないものがあり、ペニスバンドと呼ばれる器具についても、色や形状について一目で分からないようなものが売られている。

そもそも、例えば“いわゆる”「性器」と、「エピーテーゼ」、「性器成形による性器」どれを挿入されたということが、被害者にとってどれだけ重要なこと、延いては精神的／身体的な負担に差異があるのだろうか。この「性器」に対する定義については、本来、より重大な事柄として議論をしなければいけないものである。



性交可能エピーテーゼ (取り外し可能)



ペニスバンド (取り外し可能)



ディルド (手持ち、据え置き)



パイプ (手持ち)



双頭パイプ (両者挿入)

手指・器具の挿入は本当に強姦ではないのか

2、手指及び器具の挿入

1を踏まえた上で、挿入の主体を「性器」とすることは整合性がなく、手指及び器具の挿入を強姦に定義するべきだと考えている。審議会議事の中では「口への手指・器具の挿入」に関して他のものと同一の性質だとは言えないと話されていたが、膣・肛門についての挿入行為に関しては議論がされていない。

強姦罪の中での性別規定が撤廃され、生殖に係る項目のみを強姦罪とする時代は終わりを迎える。

手指及び器具の挿入を強姦に加えることこそが、強姦罪が「性的自由ないし性的自己決定権を個人的法益として守りきる」ために最低限必要なことではないだろうか。

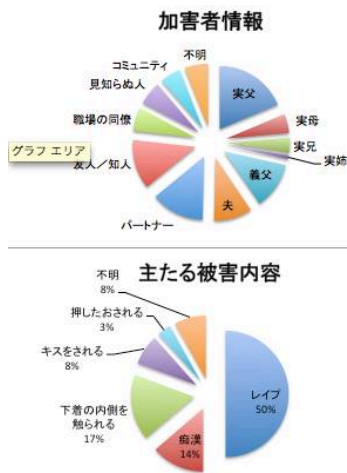
<参考>

上記画像は現時点で商品化されているセックスに関連する器具であり、こうした商品は現状多数販売されている。形状や色、必要とされる機能に至るまで本当に様々であり、“いわゆる”「性器」を模したものとして、実物と見分けがつかないものから、単純な形状のもの、両者同時に性感を得るために双頭のもの、ジョークグッズまで様々だ。

本来的に、その性的侵襲性について議論すべき場において、「性器」に拘り、その違いを法的に判断することが本当に必要なのか。また、こうした「性器を模した商品」以外にも、様々な器具等を用いて性被害は起きている。その事例を次の頁で紹介したい。

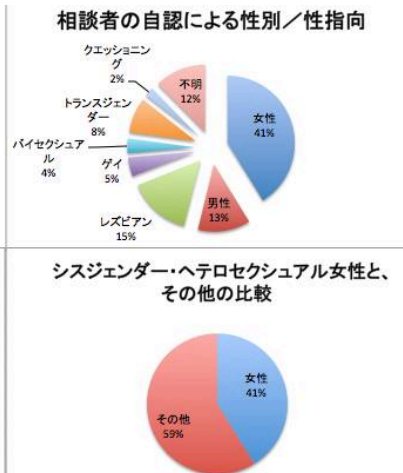
事例1 実父から性器以外の器具等挿入行為

当時18歳であった女性は、実父により13歳の頃から性暴力被害にあっていた。主たる被害として、夜に女性の部屋に侵入し布団に入って来た実父から、胸や性器を触られる、また「指や何か他の物を膣に入れられることがあった」という。父は大抵横におり、立ち位置として性器を挿入されたわけではないが、暗闇の中で、布団でいつも顔を隠されていたことから、それが何だったのかは最後まで分からなかったという。16歳から精神科に通院。実父は常に付き添っていた。精神科医は「いいお父さんだね」と彼女に言い、一度被害について打ち明けた際には「妄想が出て来ちゃったか」で片付けられたという。女性は20歳で処方薬乱用で自死。



事例2 出会いサイトで知り合った女性からの器具挿入行為

幼少期よりレズビアンであるという自認を持っていた当時25歳の女性は、田舎に暮らしていたために出会いがあまりなく、出会い系サイトで連絡を取った人と初めてのデートに行った際に被害にあった。会う約束をしていた女性とは別にもう一人の女性がおり、無理矢理つれていかれたラブホテルで女性との双頭ディルドでの性的接触を強要された。一緒にいる女性から動き等を指示されながら、嫌だと思っていたが、怖くて声が出なかったという。その後、女性と女性との性行為が始まり、本人はバイブレーターを挿入されたまま放置された。自分で抜けば抜けたが、怖くて指示に従うしかなかった。その後「出て行け」と言われ、逃げるように部屋を出た。



● 性被害は性別を選ぶのか

当会は2009年に発足して以来一貫して性別を問わない性暴力被害者支援を行っている。性暴力は「女性の被害」と言われるが、私たち性暴力被害者支援を行う者はまず初めの講義でこう習うことが多い。「性暴力被害は、年齢や性別、生活環境や職業等様々な属性によらず、全ての人があう可能性のあるもの」。しかし現実の支援現場において女性以外の相談を受ける機関は少ない。

その中で性別を問わず相談を受けて来た結果、当会の相談窓口には女性(女性として生まれ女性として生きている異性愛女性)から4割、男性(男性として生まれ男性として生きている異性愛男性)が1.5割、そして4.5割の性的少数者からの相談があった(1割は性別等不明)。

これらの相談の中で、強姦・準強姦罪とは別に「レイプ」の基準を「挿入行為(性器および身体の部位、または器具)」に当てはめると50%程がレイプ被害にあっているが、日本の現行法における「強姦・準強姦」被害と考えると、全体の15%程度しか、強姦罪の被害には該当しないという結果になっている。(2016年4月)

上記円グラフは当会への相談(2014,2015年度)についての統計グラフになる。相談者の人数は284人であり、相談件数の合計とは異なる。相談の手法は主にメールでの相談であり、特徴として、通常の電話相談や面接相談で話すことが困難だった、長年に渡る被害が多く、また一回の被害というよりは、最初にあった被害から精神状態などを崩していく過程で性被害や他犯罪被害にあうことが複数回あるという方からの相談が多い。

相談の中で多くの人が「訴えてもどうせ聞いてもらえない」という諦めの言葉を発する。強姦ではない。レイプとは言えない。そのことが、多くの人に沈黙を強いていると感じて来た。

「性暴力とは何か」、毎日のようにこの問題と向き合い続けている私たちにとってはこの問いに答えるのはある意味では簡単なことです。ただし、「性暴力にあうということはどういうことか」これは、一人ひとりの人生の中でしか、本来的には答えが出せないものだと思います。

性暴力というものは「性」という一言をもって、語りづらく、差別や偏見の的にされやすい、そして助けを求めにくく、理解を得られにくいものになっています。その中で法律は性暴力を定義する数少ないツールの一つです。法律の中に「自分」がいるのか。法律は被害にあった多くの人が「あれは被害だった」と思う第一の認識として利用されます。被害の実数は氷山の一角と言われます。氷山の殆どに該当する人が、法律の中に「自分」を見いだせていない。どうか、これ以上の絶望を法律が植え付けることの無いように、力を貸してください。

レイプクライシス・ネットワーク 代表 岡田実穂

レイプクライシス・ネットワーク:2009年発足。性暴力サバイバーへのインターネット上で
の情報発信及び、相談事業(メール、電話、同行)、社会啓発事業、相談員養成等の研
修講師派遣等を実施。 連絡先:rc-net@goo.jp 017-722-3635

パイプもディルドも手も (何を使おうとも)
RAPE is RAPE.



一性的人権を最大限守りきる法改正を一
賛同者/賛同団体募集中 (~8/10)

多くの被害当事者や周囲の応援者たちからのメッセージをいただいたものの中から、一部を紹介します。

「苦痛、ショック、トラウマ。悲しみ等の感情にも性別の壁があってはならない。偏見も、何もかもが拭いきれなくとも、それを訴える事の出来る国であることを。」

「法律が少数者を排除するのであれば、法の下での平等とはなんでしょう」僕は本当にそう思う。法律が少数者を排除してしまっている以上、本当の意味で平等に、様々な人にとって生きやすい社会になるのはムリなのは。」

「男の子は転んでも平気」「男の子はその位じゃ泣かない」。“当然”という言葉を隠れ蓑にした、暴力の自覚を。」

「(法律が要望の様に改正されれば)間違った認識を持った人たちから植え付けられた罪悪感や恥辱感から自らを解放する助けになる。」

「現行法の定義ではカバーされない、人間の尊厳に対する深刻な侵害が、きちんと犯罪として扱われることを望みます」

「性暴力は性暴力。性別やジェンダー・アイデンティティで被害者を線引きしないでほしい。現実に即した法改正を望みます。」

「強姦というのは、性行為という形をとった暴力・脅しでしかない。被害者の性別によってその被害に違いが出てくるわけではない。」

「学生時代、同性の先輩から口での行為を強要されました。十数年経った今も嫌悪感を思い出します。抑止力があっても犯罪はなくならないと思いますが、ないよりはある方が、被害者の力になると思います」

「勇気を振り絞って告発して、「犯罪ではない」と言われたら、一体どうなるのでしょうか。大きな二次被害です。」